

第48回 統計委員会 議事録

- 1 日 時 平成23年8月29日（月）13：00～13：43
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208 特別会議室
- 3 出 席 者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、井伊委員、佐々木委員、椿委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府大臣官房企画調整課長、内閣府経済社会総合研究所所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省大臣官房調査統計グループ調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課長、環境省総合環境政策局環境計画課主査、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

西川総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、伊藤総務省政策統括官（統計基準担当）、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第37号の答申「労働力調査に係る匿名データの作成について」（案）
- (2) 部会の審議状況について
- (3) その他

5 議 事

○樋口委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第48回統計委員会」を開催いたします。

本日は、宇賀委員、首藤委員、津谷委員が所用のため欠席でございます。

また、オブザーバーとして出席していただいております各府省におきまして人事異動がございました。これに伴い、御出席いただく方の変更がございますので、御紹介いたします。

まず、総務省の伊藤政策統括官。

統計局の福井統計局長。

厚生労働省の伊澤統計情報部長。

東京都の荒井総務局統計部長です。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、それぞれから自己紹介、ごあいさつをいただければと思います。

まず、伊藤政策統括官からお願いいたします。

○伊藤総務省政策統括官 初めまして、私、伊藤孝雄と申します。この8月15日付で総務省の政策統括官統計基準担当を拝命しました。出身は、旧行政管理庁の行政評価局ですが、統計部門については4回目の勤務で、統計審査なり1/0表の作成なりに携わっています。出身は法学部ですが、出た大学が経済もまともに勉強しないと単位をくれないところで、経済も一応勉強させていただいて、少しは仕事の役に立ったかなと思っております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 続きまして、福井統計局長、お願いします。

○福井総務省統計局長 同じく8月15日付で統計局長を拝命いたしました福井でございます。私も、もともと出身は総理府といえますか、統計局に採用になっておりまして、若干外回りをしておりましたが、6年ぶりに統計に戻ってまいりまして、公的統計の整理・活用に関して取り組んでまいりたいと思っておりますので、先生方におかれましては、よろしく御指導いただきたいと思っております。

どうかよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 続きまして、伊澤統計情報部長、お願いします。

○伊澤厚生労働省統計情報部長 初めまして、厚生労働省の伊澤でございます。私は、7月29日付で厚生労働省の統計情報部長に就任いたしました。もともとは旧労働省の出身でございます。どちらかというと、これまで国際関係をやっていることが多く、統計のことは今まで余りやったことはありませんので、是非、諸先生の御指導を受けながらやってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 荒井統計部長、お願いします。

○荒井東京都総務局統計部長 東京都総務局の統計部長、荒井浩でございます。8月からこの職につきました。これからも課題に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、本日用意されております資料につきまして、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

○乾内閣府統計委員会担当室長 それでは、お手元の資料について、議事の内容とあわせて確認させていただきます。

まず、資料1により「労働力調査に係る匿名データの作成について」の答申をお諮りします。その後、部会の審議状況として、産業統計部会から「建設工事統計調査の変更について」の審議状況について資料2で、基本計画部会から「統計法の施行状況に関する審議」

の状況について資料3により御報告いただく予定です。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。

議事次第に従いまして、まず諮問第37号の答申「労働力調査に係る匿名データの作成について」、まず椿部会長から御説明をお願いいたします。

○椿部会長 それでは、諮問第37号の答申について説明させていただきます。

この労働力調査に係る匿名データの作成につきましては、5月20日の第45回統計委員会において諮問され、匿名データ部に審議が付託されたものです。本件に関しましては、これまで3回の部会を開催して審議を行いまして、このたび答申案をとりまとめることになりましたので、御報告申し上げます。

それでは、配布されました資料1の答申案を御覧いただければと思います。それから、この答申案につきまして議論を行いました第9回匿名データ部会における審議の状況につきましては、同じく資料1の参考資料2という形で配布されていると思いますので、あわせて御覧いただければ幸いです。

まず、1の計画の適否につきましては、本調査の調査客体の匿名性及び学研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、相当であるとしております。

その理由について、以下、匿名データの作成方法に従いまして、項目ごとに説明させていただきます。

まず、(1)情報の削除でございます。

アのレコードのリサンプリングについてですが、本計画では、地域11ブロック及び組符号8区分による層化を行いました後に、世帯単位により約80%、ただし沖縄県につきましては約20%を等確率でリサンプルすることになっております。これらにつきまして、次の理由から相当であるといいたしました。

まず、リサンプリングは、匿名データの中に特定の調査客体が含まれるか否かの判断を困難とする措置であるということで、これまでも行われていたことであります。

第2に、本調査は、層化2段抽出法により地域11ブロック別に調査客体を選定するとともに、標本の交代を8組のグループに分けて行っていることから、これを考慮した層化を行った上で、約80%、この80%というのはこれまでも行っていたことですが、等確率でリサンプリングすることにより、抽出結果の安定性を図っているということ。

第3に、沖縄県というのは、集計乗率が都道府県と比較して歴史的に小さいことから、リサンプリング率を20%とした上で各レコードに4倍の乗率を再付与することにより、集計乗率から沖縄という地域を特定されることを防ぐための措置をとっていること。

第4点として、世帯単位による抽出は、利用者のニーズの高い、世帯構成に着目した世帯員の就業・不就業の状況などに関する分析が可能となるため、世帯員単位による抽出よりもデータの有用性が高まること。

第5点といたしまして、匿名データによる統計と公表統計との間で、労働力人口比率や完全失業率といった代表的な比率の値に大きな乖離は認められず、当該データの有用性が

確保されていること。

以上のことから、レコードのリサンプリングに関しましては適当であると判断しているところです。

次に、イの識別情報の削除等について、（ア）地理的情報の削除等につきまして、本計画では、調査区符号、標本符号、世帯符号を削除して、地域区分を全国1区分とするとともに、レコードについては世帯単位にランダムに並べ替えを行うことになっております。

次のページに行っていただければと思います。

このうち、調査区符号や世帯符号等を削除し、レコードの並べ替えを行うことについては、調査客体の特定や探索を防止するために効果的な措置であることから、適当であると判断しております。また、本調査では、同一の住戸に居住する世帯に対して2か月連続して調査が行われ、翌年同期にさらに2か月継続して調査が行われています。

このように、同一世帯を4回調査するというパネル的な構造を持っていることから、世帯ごとに異時点間の情報をつなぎ合わせることが可能となるような情報の提供に対して、学協会から非常に強い要望のあるところでした。しかし、個人の就業に関する変化によっては、出現頻度が極めて低く、調査客体を特定される可能性が生じることから、当該情報を提供しないことは適当であると判断しております。

更に、地域区分を全国1区分とすることについてですが、本計画のリサンプリング率が約80%と高く、産業や職業などの個人の仕事の内容を示す外観識別可能性の高い属性情報と詳細な地域情報を組み合わせた場合に、調査客体を特定される可能性が生じることから、これにつきましてはニーズがあることは承知しておりますが、やむを得ない措置であると判断いたしました。

関連しまして、答申案には入っておりませんが、資料1の参考資料2の1ページの「ア 識別情報の削除等」の部分、第45回の統計委員会において、同一世帯のデータマッチングについて意見がありました。これに関連して、同一世帯のデータを追跡できるような情報が与えられずに分析すると、系列相関等を無視した分析になってしまうため、むしろ一度抽出された世帯を二度抽出しないようリサンプリング方法は考えられないかという指摘もありまして、この点につきまして部会で審議した経過が、1ページから2ページの初めにかけて、記述してあるところでございます。

これにつきましては、指摘された方法でリサンプリングを行いますと、匿名データの規模が事実上、4分の1になるということで、不安定性が増す可能性があるということ。

それから、合計4回調査するという調査方法は、労働力調査自体の特性の問題であり、同一世帯を二度抽出しないようリサンプリングをすることは、本来のデータセットとは異なるものになる可能性があるという意見が部会であったところです。

また、仮に対応のあるデータが隠れていたとしても、一定以上の時期が離れていれば、系列相関は無視できると考えられることから、むしろ元のデータの構造を維持している原案のとおりとしたいという結論といたしました。この点、若干補足させていただいた次第

です。

それでは、もう一度、資料1の答申に戻っていただければと思います。

続きまして、2ページ、(イ)前月欄の情報の削除についてですが、本調査の2か月目のデータには、前月の情報が一部保持されております。本計画では、この前月欄に含まれる情報のうち、「従業上の地位」「事業の種類(産業)」「勤め先・業主などの企業全体の従業者数」は削除し、「月末1週間に仕事をしたかどうかの別」のみを提供することになっております。

これについては、「月末1週間に仕事をしたかどうかの別」を提供することは、これが就業状態の遷移分析において非常に重要な情報であること。それから、当該情報のみから調査客体を特定される可能性は低いことから、適当であるといたしました。

一方、「事業の種類」等の情報を削除することに関しては、これらが外部から比較的容易に把握可能な属性情報であり、例えば、産業分類を大きくり化したとしても、個人の仕事の内容とその変化の情報を組み合わせることによって調査客体を特定される可能性が生じることから、適当であると判断いたしました。

次に、ウの裾切りによるレコード削除についてです。

(ア)世帯人員が8人以上の世帯等につきましては、世帯人員が8人以上の世帯に係るものは、匿名データから削除する計画となっております。

また、本調査は、平成14年以降につきましては、15歳未満の世帯員の人数が2～4歳の階級別に把握されているため、同一年齢階級に3人以上いる世帯のレコードは、匿名データから削除する計画となっております。これらにつきましても、世帯員の人数は世帯の外部から比較的容易に把握可能な属性であり、出現頻度が低い世帯構成の場合、調査客体が特定される可能性が生じることがあることから、適当と判断しております。

(イ)自衛官、受刑者、並びに死亡・転出のレコード削除については、自衛官、受刑者のレコード、並びに死亡・転出した世帯員のレコードは、匿名データから削除される計画となっております。これにつきましても、自衛官、受刑者という特異な属性のレコードであること、死亡・転出した世帯員のレコードは、当該月の就業状況等の内容が含まれていないものであることから、適当であると判断いたしました。

次のページに移っていただきます。3ページです。

次に、(2)識別情報の階級区分の統合でございますけれども、まず、アのトップコーディングですが、(ア)高齢者の年齢については、85歳以上をトップコーディングする計画となっております。これにつきましても、出現頻度が低い一定年齢以上の高齢者をトップコーディングすることによって、他の属性情報との組み合わせによる調査客体の特定を防ぐことから、適当であると判断しております。この辺りにつきましても、従前の判断を踏襲しているということでございます。

(イ)月末1週間に仕事をした時間について、90時間以上のデータをトップコーディングする計画となっております。これにつきましても、出現頻度が低い長時間労働者をトッ

ブコーディングすることにより、他の属性情報との組み合わせによる調査客体の特定を防ぐことから、適当であると判断したところです。

ただし、この点、以前から当統計委員会で御指摘いただいております、トップコーディングを行った変数の平均値等の扱いにつきまして、今回はその提供に関して特段の問題が見られなかったことから、匿名データの提供にあわせて提供することにより、利用者の利便性向上を図る必要があるといたしました。

次に、イのリコーディング（分類区分の再付与）の件でございますが、（ア）15歳以上の世帯員の年齢につきましては、本計画では5歳階級別にリコーディングすることになっています。これについては、各歳別のデータ提供に比べて匿名データの有用性が低下することは明らかなのですが、各歳別の年齢が明らかになると、事業の種類等の世帯員に関する他の属性情報とのリンケージにより、調査客体が特定される可能性が生じることから、やむを得ない措置であるいたしました。

ただし、この点につきましては、各歳別のデータ提供に関して非常に強い要望があることがわかりましたので、後ほど今後の課題のところで補足したいと思います。

（イ）事業の種類及び本人の仕事の種類についてですが、これも公表統計の表章区分に合わせてリコーディングを行う計画となっております。これにつきましても、公表統計の表章区分との整合性を図ることにより、匿名データの利便性が確保されること。詳細な産業区分、職業区分が明らかになると、同じくリンケージ、他の属性情報との組み合わせにより、調査客体が特定される可能性があることから、適当であると判断しているところです。

（ウ）15歳未満の男女別総数です。男女の区別をしないで総数に置き換える計画となっておりますが、これにつきましては、15歳未満の男女別の構成は、外部から比較的容易に把握可能な属性であり、出現頻度の低い構成の場合には、リンケージによりまして調査客体が特定される可能性が生じることから、適当であると判断しております。

次のページに行ってくださいまして、最後のページになりますが、その他の匿名化措置のアの匿名データの提供時期についてです。これまで、匿名データが調査実施後5年以上経過したものとされていたのが、本調査の場合には、3年以上経過したものについて提供する計画となっております。

これについては、本調査では、同一の住戸に居住する世帯に対して、2年にわたり同一の2か月を調査するという調査方法が採用されていることを踏まえた上で、時間の経過により調査データと外部情報との照合を困難とする措置であることから、適当であると判断しております。

最後に、今後の課題になります。これにつきましては、3点挙げさせていただいております。

まず、（1）特定調査票に係る匿名データの作成という件でございます。本調査は、基礎調査票及び特定調査票の2種類で構成されています。現行の匿名データの作成の計画は、

基礎調査票のみを対象としているところですが、特定調査票の匿名データの作成についても検討する必要があると判断しているところです。これは、この特定調査票に関しては、かなり有益な情報があるということでございます。

第2に、匿名データの作成対象年次の拡大ということを挙げさせていただいておりますが、本計画では、匿名データの作成対象というのは平成元年以降ということになっているのですが、研究には経年的な分析が重要でありますので、平成より前のデータの匿名データの作成及び提供についても検討する必要があるとしているところです。

最後に(3)複数の匿名データの作成の可能性の検討ということです。これが先ほどの各歳別の構成を出せないかということに関わるのですが、本計画では、匿名性を確保するために地域区分や世帯員の年齢等の調査客体の特定につながる可能性がある重要かつ基本的な属性情報に関しては、かなり厳格な匿名化措置を講じております。

しかし、匿名データの利用者のニーズについては、かなり多様なものが考えられまして、例えば先ほど申し上げましたように、15歳以上の世帯員の年齢を各歳別とする一方、産業・職業等の分類区分をむしろ大きくくり化した匿名データの作成についてのニーズも指摘されたところです。

そこで、今後、複数の匿名データのマッチングによる調査客体の特定のリスクに関する研究等の結果や、匿名データの利用者のニーズを踏まえて、匿名化措置を課す情報及びその程度が異なる複数の匿名データの作成、同一の調査から複数の匿名データを作成する可能性についても検討する必要があるということも挙げさせていただきました。

最後でございますけれども、今回の審議に御協力いただきました委員、専門委員の皆様方に感謝申し上げます。

私の方からは以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「労働力調査に係る匿名データの作成について」、本委員会の答申は資料1の案のとおりとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、資料1によって総務大臣に対し、答申します。匿名データ部会に所属されている先生方、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、2番目の議題に移ります。次の議事は、産業統計部会の審議状況につきまして、廣松部会長から御説明をお願いします。

○廣松部会長 諮問第38号建設工事統計調査の変更については、7月22日に開催されました統計委員会に諮問され、当部会に付議されました。その後、8月3日、8月23日と、

これまで2回の部会を開催し、審議を行いました。その概要について御報告させていただきます。

なお、8月23日に開催されました第2回目の部会、これは産業統計部会の第30回に相当いたしますが、結果概要につきましては、現在、委員、専門委員に御確認いただいているところですので、本日は資料としてお付けしておりません。口頭でのみ概要を紹介させていただきます。

それでは、資料2の第29回産業統計部会結果概要について説明させていただきます。この第1回目の部会におきましては、今回の変更内容等について審議を行い、建設工事施行統計調査、以下「施行調査」と省略させていただきますが、における抽出方法の見直し、調査事項の変更及び建設工事受注動態統計調査、これは月次のものであり、「動態調査」と省略させていただきますが、の推計方法の変更については、一部条件付きのものもありますが、適当とされました。

以下、審議において委員等から出されました意見を御紹介させていただきます。

まず、今回計画された施工調査の抽出方法の見直しに関連した意見として、施工調査の標本抽出の際には、資本金階層別、業種別に抽出した標本を、更に都道府県別に配分しております。結果として、抽出層は6,909層と、大変細かくなっております。この妥当性について十分検証を行うことが必要であるという意見が出されました。

また、標本抽出時の業種については、建設業法上の許可業種である28業種ではなく、一部を統合した21業種を用いており、この抽出方法で問題ないかについても検証が必要であるという意見が出ました。

更に、表章を行う際の業種と抽出を行う際の業種が異なっていることもあり、これが結果精度に及ぼす影響と完成工事高等との関係が安定したものであるか否かの検証が必要という意見が出ました。

更に、建設業法上、建設業の許可は業種ごとに行われているため、業種別許可の総数は約148万件となり、複数の許可を受けている業者が多数存在しております。そのため、抽出を行う際に建設業者が受けている複数の許可業種の中から1つの業種を決定しなければいけないのですが、完成工事高等の情報が加味されていないため、この妥当性についても検証が必要という意見が出されました。

前回の答申、これは統計審議会時代の、平成12年のものでございますがそこにおいても幾つかの検証が求められておりましたが、今、御紹介した意見に関連した検証はほとんど行われておりませんでした。この検証には相当の時間を要することが見込まれますので、今回は適否の判断を見送ることといたしまして、今後の課題として明記することといたしました。課題の記載に当たりましては、2回目の部会において期限を付すべきとの意見が出ており、検証に期限を付した形で答申案をまとめることとしております。

次に、施工調査の調査事項の変更について、2つ意見を紹介させていただきます。

まず、国内建設工事の年間受注高については、動態調査の年間受注高から推計が可能で

あることから、調査事項としては廃止する計画でございました。これは、動態調査の推計方法の変更を前提にしたものですが、推計方法の変更により断層ができた場合の確認項目として、一定期間、例えば1年間から2年間程度は国内建設工事の年間受注高の総額を残すことが必要であるという意見がございました。

また、租税公課に含まれる事業税の取り扱いについて、経済センサスの調査項目である租税公課との間で相違が見られるため、記入の手引で明確化することが必要であるとの意見も出されました。

結論といたしまして、国内建設工事の年間受注高については、合計欄を残し、事業税の取り扱いについては、記入の手引を一部修正することとしました。

以上が第29回、すなわち第1回目の部会の概要でございます。

続きまして、第2回目、第30回の部会の結果概要ですが、第1回目の部会で出されました意見について、調査実施者から回答が行われました。その回答に関して、おおむね妥当と判断され部会として御了承いただきました。

続いて、行政記録情報の活用及び答申案について審議を行いました。その中で、行政記録情報の活用につきましては、国土交通省所管の統計調査以外においても活用が可能な行政記録情報が多数存在しますが、現在、さまざまな理由で活用が進んでいないという現状でございます。そのため、各府省の統計部局において行政記録情報の活用が可能となるように、統計委員会としても今後、後押ししていく必要があるという意見が出されました。

また、行政記録情報を活用するには、その電子化を推進していく必要がありますが、現時点では活用化が困難であっても、中長期的な観点から方針を立てた上で推進していくべきであるという意見もありました。

更に、回収率の低下が原因で行政記録情報の活用を検討せざるを得ないケースも出てくる可能性がある。しかし、行政記録情報があれば、どのようなものでも即使えるというわけではなく、使えるようにするために10年程度かかるものもあるかもしれない。したがって、可能な限り早期に検討を進めておく必要があるという意見が出されました。

これらの意見につきましては、答申案の今後の課題に反映させることとしております。

最後に、答申案を審議いたしました結果、幾つか御意見をいただきました。具体的には、標本抽出に関する完成工事高データの変更について、今後のデータの更新は、毎年の完成工事高等の基礎データを用いて、建設業の実態の変化を検証した上で、原則5年ごとに行う計画であるという文言を入れておりますが、データの更新が毎年なのか、それとも5年ごとなのか不明確なので、そこを明確にすべきではないかという意見がありました。

更には、建設業者の主業決定方法の改善及び標本設計の見直し等の結果を平成26年度調査に反映させるというような書き方をしておりましたが、先ほど御紹介いたしました検証作業のスケジュール等を考慮すると、その実現可能性は低いことから、必要な検証を平成26年度までに終えることとし、改善を要する場合には、可能な限り早期に行うこととすべきであるという意見をいただきました。

これらのいただきました意見に関しては、それを反映する形で修正し、答申案としてとりまとめる予定であります。その修正に関しましては、部会長である私に一任をいただきました。今後、修正案に関して、委員、専門委員の皆様にご確認いただいた上で、9月22日の統計委員会において答申案として報告させていただく予定でございます。

産業統計部会の方からの報告は、以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。ただいまの御報告につきまして御質問ございましたら、お願いいたします。よろしければ、廣松部会長を初め、産業統計部会の皆様におかれましては、引き続き御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議題に移ります。基本計画部会の審議状況について、私から簡単に御報告させていただきます。これは、各委員皆さん、基本計画部会には御参加いただいておりますので、改めて詳しく御報告する必要はないと思いますので、簡略に説明いたします。

資料3を御覧いただきたいと思います。そこに第29回基本計画部会の議事概要が載っております。7月22日に開催されたものでございます。

5ページから、その前の第28回基本計画部会の議事概要がありまして、7月14日に開かれたもので、その後、統計委員会が開催されておりますが、そのときには用意されておりませんでしたので、今回、改めてこの第28回の議事概要も資料3として付加させていただいているものでございます。

28回、7月14日の分を御覧いただきますと、ここでは重要検討事項としまして、1つは、統計職員等の人材の育成・確保について、2番目として、二次的利用等につきまして御議論いただきました。フォローアップするべき事項としまして、昨年に引き続き行っているものが全部で5つございましたが、残りの3点について、第29回基本計画部会で御議論いただきました。

具体的には、まずワーク・ライフ・バランスの状況を把握するための関連統計整備、2番目としまして、非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備につきまして、関係府省から御説明をいただき、審議を行いました。また、前回、28回の基本計画部会で議論しようと思っておりました行政記録情報等の活用につきましては、時間の関係でできませんでしたので、この第29回で事務局から報告し、審議を行った次第でございます。

詳しくは、この中を御覧いただきたいと思いますので、その点については省略させていただきます。

なお、本日もこの後、基本計画部会の開催が予定されておりまして、それにつきましても第4回の審議ということで御議論いただくことになっております。特にそこでは、追加重要事項の検討されましたことにつきまして、東日本大震災に関わる統計データの提供等について御議論いただくと予定されております。

以上が基本計画部会の御報告でございます。これについて何かございますでしょうか。よろしければ、引き続き御議論いただきたいと思います。

続きまして、「その他」の報告事項でございます。

統計法第9条第4項の規定に基づきまして、統計委員会が軽微な事項と認める基幹統計調査の変更申請について、総務大臣による承認手続が終了した段階で参考資料を配布することにより、委員会への報告とするとなっております。

今般の東日本大震災の発生に伴い、震災に関連した事案につきまして、委員会において概要を報告していただくよう、特にお願いしていただいております。今回、7月分の承認分につきまして、3件が該当しておりますので、総務省政策統括官室から報告をお願いいたします。

○中川統計審査官 経済統計担当の中川です。それでは、私の方から、真ん中の法人企業統計調査について、まず御報告したいと思います。

この法人企業統計調査と言いますのは、我が国の法人企業の。

○樋口委員長 参考1です。

○中川統計審査官 参考1の「基幹統計調査の承認の状況」です。2番目の法人企業統計調査について説明したいと思います。

法人企業統計調査は、我が国の法人企業の実態を明らかにする調査ということで、売上高とか資産とか負債とか減価償却費、損益などを調べております。また、法人を対象とする統計調査の基礎となる法人の名簿をつくるという重要な意味を持っております。昭和45年から実施されています。

それから、調査の方法は郵送またはオンラインで行われています。

今回の被災関係の変更ですが、まず提出期限。調査票は、年次別調査と四半期別調査に分かれておまして、年次別調査が上期・下期調査と分かれています。今回、下期調査の提出期限ですが、当初、7月10日でありましたのを9月30日に変更するというものです。もう一つ、第4四半期調査ですが、これについて、提出期限は5月10日になっていますが、6月30日に変更する。提出期限については、2つの変更です。

それから、公表関係ですが、第4四半期調査については変更するわけですが、最終の提出月の翌月から3か月以内に公表するという原則があります。それで、第4四半期調査につきましては、5月10日が提出期限ですから、6月に公表を予定しておりましたが、提出期限を5月から6月に変更するというので、公表が1か月遅れて7月になる。

震災関係の変更は以上です。

それから、は震災関係ではありませんが、調査票を報告者に提出するのに2部送付していたわけですが、これは複写式ではないということで、報告者が調査票をコピーして保存しているということですので、むだを省く意味で1部提出する。

法人企業統計は以上です。

○樋口委員長 他の2つは。

○金子調査官 それでは、人口・社会担当の金子でございます。私の方から、参考1のうち、法人企業統計調査以外の2つ、社会生活基本調査と学校基本調査につきまして、東日本大震災に関連した変更の概要を御報告させていただきます。

まず、社会生活基本調査についてでございます。

この調査は、総務省が5年ごとに世帯及び世帯員を対象といたしまして、調査票Aというものと調査票Bという2種類の調査票によりまして、国民の生活時間の配分あるいはその中の主な活動といったものを調査するものであります。この調査票Aと調査票Bの違いというのは、報告者の活動につきまして集計時に詳細な基準により分類するか否かといったことによるものでございまして、分類を行うものが調査票B、行わないものが調査票Aになっております。

この社会生活基本調査につきまして、震災に関連し、参考資料にありますとおり、調査対象の範囲及び報告を求める者の数に関して変更が行われております。具体的には、調査対象の範囲につきましては、岩手県、宮城県及び福島県のうち、調査困難な地域を調査対象地域から除外する。また、報告を求める者の数につきまして、今、申し上げた調査対象範囲の変更に伴いまして、調査票Aの報告書につきまして世帯数で言いますと7万9,000世帯から7万8,000世帯と、約1,000世帯削減するというものであります。

なお、調査票Bの報告者につきましては、報告者数全体が調査票Aよりも非常に少ないということで、大きな削減はないという状況でございます。

続きまして、学校基本調査についても説明いたします。

この調査は、文部科学省が毎年、小学校、中学校、高等学校、大学等の学校を対象といたしまして、学級数、教員数、児童生徒数といった学校に関する基本的事項について、学校の種類等別の調査票により調査をするものでございます。これに関しまして、震災に関連し、調査票の提出期限及び公表時期に関し、一部変更が行われております。

具体的には、調査票の提出期限につきましては、岩手県、宮城県、福島県の3県の初等・中等教育機関、すなわち幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、及び特別支援学校に係る調査票の提出期間を、通常、調査期日以降6月25日までの間で都道府県等が定める期日といったものから、8月1日以降10月31日までの間で都道府県等が定める期日という形で変更いたします。

また、公表時期につきましては、調査結果の公表に関し、今、申し上げました調査票提出期限の変更に伴いまして、8月に公表予定である速報につきましては、東北3県の初等・中等教育機関の数値を除いて公表することといたします。ただ、最終的な報告書におきましては、東北3県のデータも含めるといことですが、その最終的な報告書の公表時期というのは、通常の12月公表から2月公表へ変更するといった形となっております。

御報告は以上であります。

○樋口委員長 ただいまの震災に関連する案件について、何か御質問ございましたらお願いいたします。

なければ、今後も御報告のほど、よろしく申し上げます。また、この震災に関しましては、この後の基本計画部会で議論していきたいと考えております。

本日の議題は以上ですので、最後に次回の日程について、事務局から申し上げます。

○乾内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会につきましては、9月22日木曜日15時半から、本日と同様にこの会議室において開催します。詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、50分までお休みいただきまして、第30回基本計画部会を開催したいと思います。委員の皆様方におかれましては、引き続き御出席のほど、よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 以上で本日の統計委員会は終了いたします。ありがとうございました。